

埼玉学園大学における研究活動に係る不正防止等に関する規程

平成 28 年 7 月 6 日制定

(目的)

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」（以下「ガイドライン」という。）に則り、埼玉学園大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為に起因する問題が生じた場合の措置等に関して必要な事項を定めることにより、公正な研究活動の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「研究活動上の不正行為」とは、次号に規定する特定不正行為、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為、論文著者が適正に公表されない不適切なオーサーシップその他の研究活動上の不適切な行為であって、研究者倫理から著しく逸脱するものをいう。
- (2) 「特定不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文等発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん又は盗用をいう。
- (3) 「研究倫理教育」とは、研究倫理規範の修得及び研究倫理を向上させるための教育をいう。
- (4) 「研究者等」とは、学長、教職員及び学生その他本学の施設・設備を利用して研究に携わる全ての者をいう。
- (5) 「公的研究費等」とは、「埼玉学園大学における公的研究費の運営・管理に関する規程」第 3 条第 1 号に規定する公的研究費、及び基盤的経費で、国、地方公共団体又はこれらが所管する独立行政法人等から配分されるものをいう。
- (6) 「配分機関」とは、前項の公的研究費を配分する機関をいう。
- (7) 「部局」とは、本学の各学部及び大学院各研究科をいう。

(最高責任者)

第3条 学長は、本学における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の対応に関し最終責任を負う者（以下「最高責任者」という。）として、本学全体を統括する。

2 最高責任者は、研究活動上の不正行為の防止等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、関係者に周知するとともに、不正行為等が生じた場合には、第 4 条に規定する研究倫理教育等責任者と連携し、必要な措置を厳正かつ適切に講じなければならない。

3 最高責任者は、前各項の責務を遂行するにあたり、必要に応じて、研究倫理教育等責任者に指示を与える。

(研究倫理教育等責任者)

第4条 各部局に、部局における研究倫理教育の実施等、具体的な不正防止の取組に関し実質的な責任と権限を有する者として、研究倫理教育等責任者を置き、部局の長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、部局の研究者等に対する定期的な研究倫理教育その他の基本方針に基づく不正防止の取組を実施し、その実施状況を最高責任者に毎年度報告するとともに、必要に応じて研究者等に対して改善を求めるなど、適切な措置を講ずるものとする。

(研究者等の責務)

第5条 研究者等は、この規程及び関係法令等を遵守するとともに、「埼玉学園大学における研究者等の行動規範」を遵守しなければならない。

2 研究者等は、研究倫理教育及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

4 研究者等は、第 9 条に規定する調査委員会から調査への協力要請があった場合は、これに協力しなければならない。

(通報等受付窓口)

第6条 何人も、特定不正行為の疑いを発見したときは、通報窓口に通報することができる。

2 前項の通報の受付及び特定不正行為に該当するか否かを確認する等の相談の窓口は総務課とする。

3 総務課は、第 1 項による通報を受けたときは速やかに、その旨を最高責任者に報告しなければならない。

4 通報者の保護、通報に係る個人情報の保護、不正目的での通報に関しては、埼玉学園大学内部通報者等の保護に関する規程第 6 条、第 7 条及び第 9 条を準用する。

(予備調査の実施)

- 第7条 最高責任者は、前条第3項の報告を受けた事案又はこれに準ずる事案（以下「報告等事案」という。）について、報告等事案の内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。
- 2 最高責任者は、前項の予備調査に基づいて、報告等事案が調査委員会での調査を必要とするか否かについて、前条第1項の通報を受け付けた日から起算して30日以内に決定する。
- 3 前各項に定めるもののほか、予備調査について必要な事項は別に定める。

(調査委員会の設置及び調査)

- 第8条 最高責任者は、前条第2項の規定に基づき調査委員会での調査（以下「本調査」という。）の実施を決定した場合は、調査の決定の日から30日以内に調査委員会を設置し、報告等事案に関する調査を開始させるものとする。
- 3 前項の報告等事案が公的研究費等の配分を受けている研究に係るものであるときは、最高責任者は、速やかに配分機関及びその所管省庁に本調査の決定を報告し、指示を仰ぐものとする。
- 4 通報者及び報告等事案の関係者は、本調査の実施に誠実に協力しなければならない。
- 5 最高責任者は、必要があると認めるときは、調査中の報告等事案に関する研究費の使用停止を研究者等に命ずる。
- 6 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査内容をまとめ、特定不正行為が行われたか否か、特定不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、特定不正行為に関与した者とその関与の度合、特定不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定し、結果を最高責任者に報告しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、特定不正行為に係る調査について必要な事項は別に定める。

(調査結果の通知、報告及び公表)

- 第9条 最高責任者は、前条の本調査の結果及び認定の内容について、速やかに通報者に通知するとともに、特定不正行為と認定された被通報者、当該行為に関与した研究者及び当該行為に重大な責任を負うものと認定された研究者等（以下「被認定者」という。）並びにその所属機関に通知するものとする。
- 2 最高責任者は、報告等事案について特定不正行為が行われたと認定した場合は、すみやかに調査結果を公表する。
- 3 最高責任者は、報告等事案が公的研究費等の配分を受けている研究に係るものであるときは、当該事案に係る配分機関及びその所管官庁に、別紙に掲げる事項について報告するものとする。
- 4 前項にかかわらず、最高責任者は、報告等事案に係る調査の終了前であっても、配分機関及びその所管官庁から要請があった場合は、前項に準じて中間報告を提出しなければならない。

(措置及び処分)

- 第10条 最高責任者は、特定不正行為があつたと認められる場合においては、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする
- (1) 第9条に規定する被認定者に対する研究費の使用中止の命令。
- (2) 被認定者に対する特定不正行為と認定された論文等の取り下げ、訂正又はその他の措置の勧告。
- (3) 被認定者に対する「埼玉学園大学就業規則」「埼玉学園大学非常勤講師就業規則」の規定等に基づく人事管理上必要な措置（以下「人事管理上の措置」という。）。
- 2 最高責任者は、調査委員会の調査によって、第6条に基づく通報が恶意（研究者等又は本学に不利益を与えることを目的とする意思をいう。）によるものと認められたときは、当該通報者に対し、人事管理上の措置、所属機関への通報その他必要な措置を行う。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほかガイドラインの実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成28年7月6日から施行する。

研究活動における特定不正行為の調査報告書に盛り込むべき内容

1. 経緯・概要
(1) 発覚の時期及び経緯
(2) 調査に至った経緯
2. 調査
(1) 調査体制
(2) 調査内容
①調査機関
②調査対象者、対象研究活動、対象経費
③調査方法・手順
④調査委員会の構成と委員会開催の経緯
3. 調査の結果
(1) 認定した特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）の種別
(2) 特定不正行為に係る研究者
①特定不正行為者名
②特定不正行為への関与者名
③特定不正行為に係る論文等の内容に責任を負う研究者名
(3) 特定不正行為に係る経費の別（競争的資金等、基盤的経費）
(4) 競争的資金等の場合の研究課題等
①制度名
②研究種目名、研究課題名、研究期間
③交付決定額又は委託契約額
④研究代表者氏名等
⑤研究分担者及び連携研究者氏名等
(5) 特定不正行為の具体的な内容
①手法
②内容
③特定不正行為に係る研究活動に支出された経費の額及びその使途
(6) 調査を踏まえた結論と判断理由
4. これまで対象者等に行った措置の内容
5. 特定不正行為の発生要因と再発防止策